

放送法遵守義務確認等請求事件

NHK は放送法を守る義務がある

併合集団訴訟(原告 126 名)第 11 回口頭弁論

裁判傍聴

11月29日(木) 11時00分～11時30分
奈良地方裁判所 101号大法庭(傍聴席 70)

「当事者訴訟」としての請求を追加する。
NHKには放送法4条1項各号に定める
公法上の義務があることの確認を求める。

裁判報告・講演

11時30分～12時15分
奈良県教育会館 4階大会議室

- 裁判報告：弁護団
- 講演：「行政訴訟(当事者訴訟)の追加の意義について」
講師：今治 周平 弁護士

まだ沈黙を続ける NHK

- ◇ NHKは原告の主張に対し、なお無視を決め込んでいる。
- ◇ 前回の法廷で、裁判官は、NHKの沈黙に対して、何らかの見解を陳述するように再度求めた。

福島、沖縄の重要なニュース
を全国向けに放送しないNHK
→ 国民の知る権利を侵害

例えば、
“福島原発3号機また機器の故障見つかる”
(10月4日NHK福島ニュース)
“玉城デニー新知事が登庁”
(10月4日NHK沖縄ニュース)

連絡先：「NHK問題を考える奈良の会」奈良合同法律事務所気付け
〒630-8213 奈良市登大路町5 修徳ビル 2F Tel：090-5675-5049 (齋藤)